

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	南相木村生活応援商品券(第4弾)交付事業【R8年度実施分】	①物価高騰の影響を受けている74歳以下の村民に対し、特に食料品をはじめとする生活必需品の価格高騰による家計負担の軽減を図ることを目的として、地域内(南相木村、北相木村、小海町)で食料品等の購入に利用可能な商品券を一人20,000円分配布する。※R8年度実施分 ②商品券換金に充当(18節負担金、補助及び交付金) ③商品券20,000円×650名(R7.12.1時点)=13,000千円 13,000,000円－5,710,500円(R7年度実施分)=7,289,500円(R8年度実施分) 総事業費 7,290千円 ④村民(74歳以下)、地域内事業者	R8.4	R8.7
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和8年度南相木温泉滝見の湯運営支援事業	①原油価格・物価高騰等により影響を受けている南相木温泉滝見の湯の運営費に対して補助金を交付する。 ②滝見の湯運営補助金に充当(18節負担金、補助及び交付金) ③R3年度を物価高騰前の基準年度とし、R8年度の物価高騰相当分を算出 (R6水道光熱費－R3水道光熱費)＝R8年度物価高騰分 31,514千円－26,081千円＝5,433千円(5,000千円を交付額とする) R8年度物価高騰影響見込み分(5,000千円)のうち4,411千円に交付金を充当。 ④南相木温泉滝見の湯(有限会社南相木村故郷ふれあい公社)	R8.4	R9.3